

合併協定書における 要調整項目の具体的調整内容について

合併時までに具体的な調整が必要な協定項目一覧表

合併協定書		調整項目	調整方針	頁
頁	協定項目			
3		入湯税	課税免除については、両町村の例をもとに調整し、統合する。	1
4	8 地方税の取扱い	固定資産税	課税免除については、両町村の例をもとに調整し、統合する。	2
		軽自動車税	減免については、両町村の例をもとに調整し、統一する。	3
		9 一般職の職員の身分の取扱い	一般職の職員について	(3) 職名、職階及び任用については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から合併時に調整し、統一を図る。
	1 1 特別職の職員の身分の取扱い	特別職の職員について	(8) 審議会、委員会等の附属機関の委員、その他非常勤の特別職の職員等、新市に設置する必要のあるものの報酬額等は、現行の報酬額をもとに調整する。	5
5	1 3 事務組織及び機構の取扱い	長部局・委員会の組織体制	(1) 長部局の組織体制 「新市における組織及び機構の整備方針」を策定し、合併時までに整備する。 (2) 教育委員会の組織体制 「新市における組織及び機構の整備方針」を策定し、合併時までに整備する。 (3) 事務局・委員会の組織体制 「新市における組織及び機構の整備方針」を策定し、合併時までに整備する。 第8回合併協議会(平成17年6月21日)において報告のとおり	
7	1 6 公共的団体等の取扱い	公共的団体の取扱い	公共団体については、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの事情を尊重しながら、次のとおり調整に努めるものとする。 (1) 両町村に共通する団体は、新市との一体性を保つため、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。 (2) 両町村に共通する団体で、統合に時間の要する団体は、将来の統合に向け検討が進められるよう調整に努める。 (3) 独自の目的を持った団体は、現行のとおりとする。	8
	1 9 慣行の取扱い	町・村章等	(1) 市章については、合併時までに新規に構築する。 第9回合併協議会(平成17年6月28日)において決定のとおり	

合併時までに具体的な調整が必要な協定項目一覧表

合併協定書		調整項目	調整方針	頁
頁	協定項目			
8	2 2 消防団の取扱い	組織・応援体制	イ 定数（団員数）については、合併時までに調整する。	9
			(2) 締結町村への応援体制については、合併時、継続して協力体制が維持できるよう調整する。	
9	2 5 - 2 広報広聴に関すること	行事・大会等	(5) 行事・大会等については、合併時までに調整する。	1 0
		広報・お知らせ版	広報及びお知らせ版については、中条町の例により統一する。ただし、名称については、合併時までに検討する。	1 1
	2 5 - 3 消防防災に関すること	地域防災計画について	(1) 地域防災計画については、新市において、速やかに策定する。ただし、策定されるまでは、現行のとおりとし、合併時の運用に支障がないよう十分な調整を行う。	1 2
		防災会議	(2) 防災会議については、合併時、新規に設置する。	1 3
	2 5 - 5 姉妹都市及び交流事業に関すること	国内姉妹都市	(1) 境川村との姉妹都市交流について、境川村を含む 6 町村の合併により設置された「笛吹市」と、新市へ引き継ぐことを基本として調整する。	1 4
2 5 - 6 総務・企画に関すること	区長制度	区長制度について、両町村の例をもとに、合併時までに新たな制度を構築する。	1 5	
1 0	2 5 - 8 財務に関すること	指定金融機関	(1) 指定金融機関については、両町村の例を基本に、合併時までに一行指定とすることで調整する。 第 10 回合併協議会「報告第 13 号 指定金融機関の内定について」のとおり	
1 7	2 5 - 1 5 商工・観光事業に関すること	商工振興補助金	商工振興補助制度については、現行のとおりとする。ただし、境川村・中条町物産交流会補助金については、境川村を含む 6 町村の合併により設置された「笛吹市」と、新市へ引き継ぐことを基本として調整する。	1 6
		企業誘致奨励措置	企業誘致奨励措置制度については、両町村の例をもとに調整し、統一する。	1 7
1 8	2 5 - 1 8 上水道事業に関すること	料金等の減免	(8) 料金等の減免については、両町村の例により調整する。	1 8
1 9	2 5 - 2 0 学校教育事業に関すること	奨学金	(8) 奨学金制度については、両町村の制度をもとにして、新たな制度を定める。ただし、合併時において貸与されているものについては、現行の制度を適用する。	1 9

合併協定書		調整項目	調整方針
頁	協定項目		
3 ページ	8 地方税の取扱い	入湯税	課税免除については、 <u>両町村の例をもとに調整し、統合する。</u>

現 況			具体的な調整内容
記載事項	中 条 町	黒 川 村	胎内市
課税免除	<p>中条町税条例に定める施設を使用する者で次に掲げる者に対しては入湯税を課さない。</p> <p>(1)年齢が12歳未満の者及び65歳以上の者</p> <p>(2)学校教育の一環として実施する行事等に参加する者</p> <p>・中条町入湯税条例第3条</p>	<p>次に掲げる者に対しては入湯税を課さない。</p> <p>(1)年齢6歳に満たない幼児、修学旅行の小学校児童及び中学校生徒</p> <p>(2)共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者</p> <p>(3)病気療養のための入湯であって、10日以上引続き入湯する場合における11日目以後の入湯</p> <p>(4)黒川村老人クラブ事業として行う入湯</p> <p>(5)クアハウスたいないにおける入湯</p> <p>・黒川村入湯税条例第3条</p> <p>・黒川村入湯税条例施行規則第2条</p>	<p>1 サンセット中条、村松浜高齢者健康増進ふれあい施設、ロイヤル胎内パークホテル、胎内パークホテル、胎内グランドホテル及び宗教学法人越後の里親鸞聖人を使用する者のうち 次に掲げる者に対しては入湯税を免除する。</p> <p>(1)年齢12歳未満の者</p> <p>(2)学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校が教育活動の一環として、実施する行事等に参加する者</p> <p>(3)年齢65歳以上の者(ただし、ロイヤル胎内パークホテル、胎内パークホテル及び胎内グランドホテルを除く)</p> <p>(4)病気療養のための入湯であって、10日以上引続き入湯する場合における11日目以後の入湯</p> <p>(5)胎内市老人クラブ事業として行う入湯</p> <p>2 クアハウスたいないを使用する者に対しては入湯税を免除する。</p> <p>(施設別免除項目比較は下記のとおり)</p>

施設別免除項目比較

	施設名称	免除事由					入湯者 全員
		(1)年齢12歳 未満の者	(2)学校教育 活動の一環	(3)年齢65歳 以上の者	(4)病気療養	(5)胎内市 老人クラブ事業	
1	・サンセット中条 ・村松浜高齢者健康増進ふれあい施設 ・宗教学法人越後の里親鸞聖人						
	・ロイヤル胎内パークホテル ・胎内パークホテル ・胎内グランドホテル						
2	・クアハウスたいない						

合併協定書		調整項目	調整方針
頁	協定項目		
4 ページ	8 地方税の取扱い	固定資産税	課税免除については、 <u>両町村の例をもとに調整し、統合する。</u>

現 況			具体的な調整内容
記載事項	中 条 町	黒 川 村	胎内市
課税免除	<p>主として公共のために使用する集会所、体育施設及びその敷地である土地</p> <p>共有のバス待合所及びその敷地である土地</p> <p>共同簡易水道機械小屋及びその敷地である土地</p> <p>文化財保護法第69条第1項の規定により指定を受けた、奥山荘城館遺跡の区域内の土地で、町長が指定した土地</p> <p>雇用・能力開発機構が所有する中条町勤労者総合福祉センター及び中条勤労者総合スポーツ施設</p> <p>・中条町税条例第42条</p>	<p>集落の集会の用に供する建物及び土地</p> <p>財団法人越後胎内観音奉賛会がもっぱらその本来の用に供する境内の建物、境内地及び工作物</p> <p>雇用・能力開発機構が所有する固定資産</p> <p>・黒川村税条例第42条</p>	<p>主として公共のために使用する集会所、体育施設及びその敷地である土地</p> <p>共有のバス待合所及びその敷地である土地</p> <p>共同簡易水道機械小屋及びその敷地である土地</p> <p>文化財保護法第69条第1項の規定により指定を受けた、奥山荘城館遺跡の区域内の土地で、市長が指定した土地</p> <p>財団法人越後胎内観音奉賛会がもっぱらその本来の用に供する境内の建物、境内地及び工作物</p>

合併協定書		調整項目	調整方針
頁	協定項目		
4 ページ	8 地方税の取扱い	軽自動車税	減免については、 <u>両町村の例をもとに調整し、統一する。</u>

現 況			具体的な調整内容
記載事項	中 条 町	黒 川 村	胎内市
減免	<p>生活保護法の規定による生活扶助を受ける者が所有する軽自動車等。</p> <p>公益のために直接専用する軽自動車等。</p> <p>天災その他特別の事情がある場合において減免を必要とする軽自動車等。</p> <p>身体に障害を有し歩行が困難な者又は精神に障害を有し歩行が困難な者が所有する軽自動車等。 (1台のみ)</p> <p>その構造が専ら身体障害者等の利用に供するための軽自動車等。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方税法第454条 ・ 中条町税条例第78条 ・ 中条町税条例第79条 	<p>公益のため直接専用するものと認める軽自動車等。</p> <p>身体に障害を有し歩行が困難な者、又は精神に障害を有し歩行が困難な者が所有する軽自動車等で、当該身体障害者、若しくは精神障害者のために生計を一にする者又は常時介護する者が運転するもののうち村長が必要と認めるもの。</p> <p>構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方税法第454条 ・ 黒川村税条例第78条 ・ 黒川村税条例第79条 	<p>公益のために直接専用する軽自動車等。</p> <p>身体に障害を有し歩行が困難な者、又は精神に障害を有し歩行が困難な者が所有する軽自動車等で、当該身体障害者、若しくは精神障害者のために生計を一にする者又は常時介護する者が運転するもののうち市長が必要と認めるもの。</p> <p>構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのもの。</p> <p>生活保護法の規定による生活扶助を受ける者が所有する軽自動車等。</p> <p>天災その他特別の事情がある場合において減免を必要とする軽自動車等。</p>

合併協定書		調整項目	調整方針
頁	協定項目		
4 ページ	9 一般職の職員の身分の取扱い	一般職の職員について	職名、職階及び任用については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から合併時に調整し、統一を図る。

現 況			具体的な調整内容																																																																								
記載事項	中 条 町	黒 川 村	胎内市																																																																								
定数と職員数	<p>職員定数条例と職員数 (17.4.1 現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>職員定数</th> <th>職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町長の事務部局の職員</td> <td>249</td> <td>196</td> </tr> <tr> <td>議会の事務局の職員</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>教育委員会の事務局の職員</td> <td>75</td> <td>52</td> </tr> <tr> <td>農業委員会の事務局の職員</td> <td>5</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員会の職員</td> <td>2</td> <td>(兼務 2)</td> </tr> <tr> <td>監査委員事務局の職員</td> <td>3</td> <td>(兼務 3)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>338</td> <td>256</td> </tr> <tr> <td>企業職員定数条例</td> <td>35</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>373</td> <td>264</td> </tr> </tbody> </table> <p>「参考」予算上の職員数 一般会計 234 人(三役、教育長を含む) 国保会計 5 人 介護会計 3 人 下水会計 10 人 水道会計 8 人 農排会計 6 人 計 266 人(下越清掃センター派遣職員は除く。)</p>		職員定数	職員数	町長の事務部局の職員	249	196	議会の事務局の職員	4	4	教育委員会の事務局の職員	75	52	農業委員会の事務局の職員	5	4	選挙管理委員会の職員	2	(兼務 2)	監査委員事務局の職員	3	(兼務 3)	計	338	256	企業職員定数条例	35	8	合 計	373	264	<p>職員定数条例と職員数 (17.4.1 現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>職員定数</th> <th>職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>村長の事務部局の職員</td> <td>195</td> <td>139</td> </tr> <tr> <td>議会の事務局の職員</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>教育委員会の事務局の職員</td> <td>20</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>農業委員会の事務局の職員</td> <td>2</td> <td>(兼務 1)</td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員会の職員</td> <td>2</td> <td>(兼務 2)</td> </tr> <tr> <td>監査委員事務局の職員</td> <td>2</td> <td>(兼務 2)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>223</td> <td>156</td> </tr> <tr> <td>企業職員定数条例</td> <td>10</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>233</td> <td>162</td> </tr> </tbody> </table> <p>「参考」予算上の職員数 一般会計 128 人(三役、教育長を含む) へき診会計 2 人 簡水会計 1 人 農排会計 1 人 観光会計 17 人 地域振興会計 11 人 自動車運送会計 6 人 計 166 人 (新潟フルーツパーク退職派遣職員 1 名は除く)</p>		職員定数	職員数	村長の事務部局の職員	195	139	議会の事務局の職員	2	2	教育委員会の事務局の職員	20	15	農業委員会の事務局の職員	2	(兼務 1)	選挙管理委員会の職員	2	(兼務 2)	監査委員事務局の職員	2	(兼務 2)	計	223	156	企業職員定数条例	10	6	合 計	233	162	<ul style="list-style-type: none"> 一般職の職員については、市町村の合併の特例に関する法律第 9 条の規定により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、適正化に努めるものとする。 <p>(具体的な調整内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 新市の職員定数 <table border="0"> <tr> <td>長の事務部局</td> <td>382 人</td> </tr> <tr> <td>議会の事務局</td> <td>5 人</td> </tr> <tr> <td>教育委員会の事務局</td> <td>77 人</td> </tr> <tr> <td>農業委員会の事務局</td> <td>5 人</td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員会</td> <td>2 人</td> </tr> <tr> <td>監査委員事務局</td> <td>3 人</td> </tr> </table> <p>定数の考え方 ・現職員定数は、実態と合わなくなっているため、災害時を考慮して、現職員数の 1 割増とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> 職名、職階及び任用については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から合併時に調整し、統一を図る。 <p>(具体的な調整内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 職名、職階については、中条町の例に、診療所長、医師、看護師、応接員を加える。 <ul style="list-style-type: none"> 職員の給与については、現給保障とし、中条町の制度をもとに段階的に調整する。 <p>(具体的な調整内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 職務の級は中条町に合わせ 8 級とし、現給保障による直近上位の号給とする。 給与格差の是正は、定数 15% 特昇の他、現行制度にない特別昇給を検討する。 	長の事務部局	382 人	議会の事務局	5 人	教育委員会の事務局	77 人	農業委員会の事務局	5 人	選挙管理委員会	2 人	監査委員事務局	3 人
	職員定数	職員数																																																																									
町長の事務部局の職員	249	196																																																																									
議会の事務局の職員	4	4																																																																									
教育委員会の事務局の職員	75	52																																																																									
農業委員会の事務局の職員	5	4																																																																									
選挙管理委員会の職員	2	(兼務 2)																																																																									
監査委員事務局の職員	3	(兼務 3)																																																																									
計	338	256																																																																									
企業職員定数条例	35	8																																																																									
合 計	373	264																																																																									
	職員定数	職員数																																																																									
村長の事務部局の職員	195	139																																																																									
議会の事務局の職員	2	2																																																																									
教育委員会の事務局の職員	20	15																																																																									
農業委員会の事務局の職員	2	(兼務 1)																																																																									
選挙管理委員会の職員	2	(兼務 2)																																																																									
監査委員事務局の職員	2	(兼務 2)																																																																									
計	223	156																																																																									
企業職員定数条例	10	6																																																																									
合 計	233	162																																																																									
長の事務部局	382 人																																																																										
議会の事務局	5 人																																																																										
教育委員会の事務局	77 人																																																																										
農業委員会の事務局	5 人																																																																										
選挙管理委員会	2 人																																																																										
監査委員事務局	3 人																																																																										
職種別職員数	一般事務 191 人 保健師 10 人 保育士 29 人 幼稚園教諭 6 人 調理員 13 人 学校技能員 14 人 運転員 1 人 計 264 人	一般事務 75 人 医師 1 人 保健師 5 人 保育士 10 人 調理員 25 人 応接員 19 人 技能員 11 人 用務員 5 人 運転員 11 人 計 162 人																																																																									
職員の平均給料月額及び平均年齢	<table border="0"> <tr> <td>平均給料月額</td> <td>321,740 円、</td> <td>平均年齢</td> <td>43.1 歳</td> <td>(16.4.1 現在)</td> </tr> <tr> <td>国</td> <td>327,555 円、</td> <td> "</td> <td>40.2 歳</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>360,114 円、</td> <td> "</td> <td>42.8 歳</td> <td></td> </tr> </table>	平均給料月額	321,740 円、	平均年齢	43.1 歳	(16.4.1 現在)	国	327,555 円、	"	40.2 歳		県	360,114 円、	"	42.8 歳		平均給料月額 240,701 円、平均年齢 37.8 歳 (16.4.1 現在)																																																										
平均給料月額	321,740 円、	平均年齢	43.1 歳	(16.4.1 現在)																																																																							
国	327,555 円、	"	40.2 歳																																																																								
県	360,114 円、	"	42.8 歳																																																																								
関係法令等																																																																											

合併協定書		調整項目	調整方針
頁	協定項目		
4 ページ	1 1 特別職の職員の身分の取扱い	特別職の職員について	審議会、委員会等の附属機関の委員、その他非常勤の特別職の職員等、新市に設置する必要のあるものの報酬額等は、 <u>現行の報酬額をもとに調整する。</u>

現 況			具体的な調整内容																																																				
記載事項	中 条 町	黒 川 村	胎内市																																																				
農業委員会委員	(17.4.1現在) <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">農業委員会</td> <td>会長</td> <td>月額 73,100 円</td> </tr> <tr> <td>会長代理</td> <td>月額 51,200 円</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>" 42,900 円</td> </tr> </tbody> </table>	区分		報酬額	農業委員会	会長	月額 73,100 円	会長代理	月額 51,200 円	委員	" 42,900 円	(17.4.1現在) <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">農業委員会</td> <td>会長</td> <td>月額 69,000 円</td> </tr> <tr> <td>会長代理</td> <td>月額 44,000 円</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>" 41,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	区分		報酬額	農業委員会	会長	月額 69,000 円	会長代理	月額 44,000 円	委員	" 41,000 円	(具体的な報酬の額) 別紙のとおり 委員の定数については「農業委員会の委員の定数および任期の取扱いについて」で別途調整済。																																
区分		報酬額																																																					
農業委員会	会長	月額 73,100 円																																																					
	会長代理	月額 51,200 円																																																					
	委員	" 42,900 円																																																					
区分		報酬額																																																					
農業委員会	会長	月額 69,000 円																																																					
	会長代理	月額 44,000 円																																																					
	委員	" 41,000 円																																																					
行政委員会委員	(17.4.1現在) <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">教育委員会</td> <td>委員長</td> <td>月額 56,400 円</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>月額 42,900 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">選挙管理委員会</td> <td>委員長</td> <td>" 24,100 円</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>" 19,900 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">監査委員会</td> <td>知識経験者</td> <td>" 62,600 円</td> </tr> <tr> <td>議会議員</td> <td>" 46,000 円</td> </tr> <tr> <td>固定資産評価審査委員会委員</td> <td></td> <td>日額 5,700 円</td> </tr> </tbody> </table>	区分		報酬額	教育委員会	委員長	月額 56,400 円	委員	月額 42,900 円	選挙管理委員会	委員長	" 24,100 円	委員	" 19,900 円	監査委員会	知識経験者	" 62,600 円	議会議員	" 46,000 円	固定資産評価審査委員会委員		日額 5,700 円	(17.4.1現在) <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">教育委員会</td> <td>委員長</td> <td>月額 52,000 円</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>月額 38,000 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">選挙管理委員会</td> <td>委員長</td> <td>日額 7,000 円</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>" 5,900 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">監査委員会</td> <td>知識経験者</td> <td>月額 52,000 円</td> </tr> <tr> <td>議会議員</td> <td>月額 39,000 円</td> </tr> <tr> <td>固定資産評価審査委員会委員</td> <td></td> <td>日額 5,900 円</td> </tr> </tbody> </table>	区分		報酬額	教育委員会	委員長	月額 52,000 円	委員	月額 38,000 円	選挙管理委員会	委員長	日額 7,000 円	委員	" 5,900 円	監査委員会	知識経験者	月額 52,000 円	議会議員	月額 39,000 円	固定資産評価審査委員会委員		日額 5,900 円	(具体的な報酬の額) 別紙のとおり 委員の人数及び任期については、各担当分科会において調整する。										
区分		報酬額																																																					
教育委員会	委員長	月額 56,400 円																																																					
	委員	月額 42,900 円																																																					
選挙管理委員会	委員長	" 24,100 円																																																					
	委員	" 19,900 円																																																					
監査委員会	知識経験者	" 62,600 円																																																					
	議会議員	" 46,000 円																																																					
固定資産評価審査委員会委員		日額 5,700 円																																																					
区分		報酬額																																																					
教育委員会	委員長	月額 52,000 円																																																					
	委員	月額 38,000 円																																																					
選挙管理委員会	委員長	日額 7,000 円																																																					
	委員	" 5,900 円																																																					
監査委員会	知識経験者	月額 52,000 円																																																					
	議会議員	月額 39,000 円																																																					
固定資産評価審査委員会委員		日額 5,900 円																																																					
その他附属機関 機関等の委員等	(17.4.1現在) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>附属機関の委員</td> <td>日額 5,700 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">区長</td> <td>年額 均等割 23,000 円</td> </tr> <tr> <td>世帯割 世帯×1,800 円</td> </tr> <tr> <td>交通指導員</td> <td>月額 15,600 円</td> </tr> <tr> <td>日直代行員</td> <td>1 件 630 円</td> </tr> <tr> <td>投票管理者</td> <td>1 回 12,700 円</td> </tr> <tr> <td>期日前投票所の投票管理者</td> <td>" 11,200 円</td> </tr> <tr> <td>開票管理者</td> <td>" 10,700 円</td> </tr> <tr> <td>選挙長</td> <td>" 10,700 円</td> </tr> <tr> <td>投票立会人</td> <td>" 10,800 円</td> </tr> <tr> <td>期日前投票所の投票立会人</td> <td>" 9,600 円</td> </tr> <tr> <td>開票立会人</td> <td>" 8,900 円</td> </tr> <tr> <td>選挙立会人</td> <td>" 8,900 円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬額	附属機関の委員	日額 5,700 円	区長	年額 均等割 23,000 円	世帯割 世帯×1,800 円	交通指導員	月額 15,600 円	日直代行員	1 件 630 円	投票管理者	1 回 12,700 円	期日前投票所の投票管理者	" 11,200 円	開票管理者	" 10,700 円	選挙長	" 10,700 円	投票立会人	" 10,800 円	期日前投票所の投票立会人	" 9,600 円	開票立会人	" 8,900 円	選挙立会人	" 8,900 円	(17.4.1現在) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>附属機関の委員</td> <td>日額 5,900 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">区長</td> <td>年額 均等割 61,000 円</td> </tr> <tr> <td>世帯割 世帯×2,200 円</td> </tr> <tr> <td>交通指導員</td> <td>月額 6,400 円</td> </tr> <tr> <td>投票管理者</td> <td>日額 12,700 円</td> </tr> <tr> <td>期日前投票所の投票管理者</td> <td>" 11,200 円</td> </tr> <tr> <td>開票管理者</td> <td>" 10,700 円</td> </tr> <tr> <td>選挙長</td> <td>" 10,700 円</td> </tr> <tr> <td>投票立会人</td> <td>" 10,800 円</td> </tr> <tr> <td>期日前投票所の投票立会人</td> <td>" 9,600 円</td> </tr> <tr> <td>開票立会人</td> <td>" 8,900 円</td> </tr> <tr> <td>選挙立会人</td> <td>" 8,900 円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬額	附属機関の委員	日額 5,900 円	区長	年額 均等割 61,000 円	世帯割 世帯×2,200 円	交通指導員	月額 6,400 円	投票管理者	日額 12,700 円	期日前投票所の投票管理者	" 11,200 円	開票管理者	" 10,700 円	選挙長	" 10,700 円	投票立会人	" 10,800 円	期日前投票所の投票立会人	" 9,600 円	開票立会人	" 8,900 円	選挙立会人	" 8,900 円	(具体的な報酬の額) 別紙のとおり 委員、職員の人数及び任期については、各担当分科会において調整する。
区分	報酬額																																																						
附属機関の委員	日額 5,700 円																																																						
区長	年額 均等割 23,000 円																																																						
	世帯割 世帯×1,800 円																																																						
交通指導員	月額 15,600 円																																																						
日直代行員	1 件 630 円																																																						
投票管理者	1 回 12,700 円																																																						
期日前投票所の投票管理者	" 11,200 円																																																						
開票管理者	" 10,700 円																																																						
選挙長	" 10,700 円																																																						
投票立会人	" 10,800 円																																																						
期日前投票所の投票立会人	" 9,600 円																																																						
開票立会人	" 8,900 円																																																						
選挙立会人	" 8,900 円																																																						
区分	報酬額																																																						
附属機関の委員	日額 5,900 円																																																						
区長	年額 均等割 61,000 円																																																						
	世帯割 世帯×2,200 円																																																						
交通指導員	月額 6,400 円																																																						
投票管理者	日額 12,700 円																																																						
期日前投票所の投票管理者	" 11,200 円																																																						
開票管理者	" 10,700 円																																																						
選挙長	" 10,700 円																																																						
投票立会人	" 10,800 円																																																						
期日前投票所の投票立会人	" 9,600 円																																																						
開票立会人	" 8,900 円																																																						
選挙立会人	" 8,900 円																																																						

別紙 (報酬の額)

区分		報酬額
農業委員会	会長	月額 73,100円
	会長代理	月額 51,200円
	委員	月額 42,900円
教育委員会	委員長	月額 56,400円
	委員	月額 42,900円
選挙管理委員会	委員長	月額 24,100円
	委員	月額 19,900円
監査委員会	知識経験者	月額 62,600円
	議会議員	月額 46,000円
固定資産評価審査委員会委員		日額 5,900円
附属機関の委員		日額 5,900円
区長	年額	均等割 40,000円
		世帯割 世帯×1,800円
交通安全指導員		月額 15,600円
日直代行員		1件 630円
投票所の投票管理者		1日につき 12,700円
期日前投票所の投票管理者		1日につき 11,200円
開票管理者		1日につき 10,700円
選挙長		1日につき 10,700円
投票所の投票立会人		1日につき 10,800円
期日前投票所の投票立会人		1日につき 9,600円
開票立会人		1日につき 8,900円
選挙立会人		1日につき 8,900円
学校医		管理報酬年額1校129,240円。ただし、児童・生徒数が401人から500人までは、10,000円加算。以下、100人を超える毎に10,000円を加算する。 勤務報酬年額児童・生徒1人当たり 402円
学校職員健康診断医		職員1回1人当たり 1,764円
学校耳鼻科医		児童・生徒1回1人当たり 402円
学校眼科医		児童・生徒1回1人当たり 402円
学校歯科医		管理報酬年額 50,000円 勤務報酬年額児童・生徒1人当たり 402円
学校薬剤師		管理報酬年額1校 50,000円
保育園・児童館非常勤嘱託医		管理報酬年額1園 129,240円 勤務報酬年額園児1人当たり 402円
保育園・児童館非常勤歯科医		管理報酬年額 50,000円 勤務報酬年額園児1人当たり 402円
就学前健康診断医		1回 23,560円
予防接種医		1回 18,800円

成人病検診医	1回	18,800円
乳幼児検診医	1回	18,800円
医療扶助業務嘱託医(内科)	月額	13,800円
医療扶助業務嘱託医(精神科)	月額	15,600円
社会教育指導員	年額	83,900円
教育相談センター専任相談員	年額	90,480円
郷土文化伝習館長	月額	14,000円
鉱物資料館長	月額	20,000円
その他の委員等	日額	5,900円

合併協定書		調整項目	調整方針
頁	協定項目		
7ページ	16 公共的団体等の取扱い	公共的団体の取扱い	<p>公共団体については、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの事情を尊重しながら、次のとおり調整に努めるものとする。</p> <p>(1)両町村に共通する団体は、新市との一体性を保つため、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。</p> <p>(2)両町村に共通する団体で、統合に時間の要する団体は、将来の統合に向け検討が進められるよう調整に努める。</p> <p>(3)独自の目的を持った団体は、現行のとおりとする。</p>

記載事項	現 況		具体的な調整内容															
	中 条 町	黒 川 村	胎内市															
	<p>○両町村に設置されている公共的団体（主なもの）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>中 条 町</th> <th>黒 川 村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務関係</td> <td>中条町区長会 中条町防犯組合</td> <td>黒川村区長会 黒川村防犯組合</td> </tr> <tr> <td>民生関係</td> <td>中条町社会福祉協議会 中条町老人クラブ連合会 中条町民生児童委員協議会 中条町遺族会 中条町赤十字奉仕団</td> <td>黒川村社会福祉協議会 黒川村老人クラブ連合会 黒川村民生委員児童委員協議会 黒川村遺族会 黒川村赤十字奉仕団</td> </tr> <tr> <td>産業関係</td> <td>中条町農業協同組合 さくら森林組合 中条町病害虫防除協議会 猟友会北蒲原支部中条分会 中条町商工会</td> <td>黒川村農業協同組合 黒川村森林組合 黒川村病害虫防除協議会 猟友会北蒲原支部黒川分会 黒川村商工会</td> </tr> <tr> <td>教育関係</td> <td>青少年育成町民会議 中条町体育協会</td> <td>青少年育成村民会議 黒川村体育協会</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 「公共的団体の取扱い」として協議するもの ・団体の設置・運営について、両町村が関与しているもの ・両町村の区域を持って設置する旨の法的根拠があるもの ・町村の事業に大きく関与しているもの</p> <p>(注) * 「中条町民生児童委員協議会」「黒川村民生委員児童委員協議会」については、附属機関として取扱うため削除する。 * 「さくら森林組合」「黒川森林組合」は、平成17年4月1日合併済のため削除する。</p>		区分	中 条 町	黒 川 村	総務関係	中条町区長会 中条町防犯組合	黒川村区長会 黒川村防犯組合	民生関係	中条町社会福祉協議会 中条町老人クラブ連合会 中条町民生児童委員協議会 中条町遺族会 中条町赤十字奉仕団	黒川村社会福祉協議会 黒川村老人クラブ連合会 黒川村民生委員児童委員協議会 黒川村遺族会 黒川村赤十字奉仕団	産業関係	中条町農業協同組合 さくら森林組合 中条町病害虫防除協議会 猟友会北蒲原支部中条分会 中条町商工会	黒川村農業協同組合 黒川村森林組合 黒川村病害虫防除協議会 猟友会北蒲原支部黒川分会 黒川村商工会	教育関係	青少年育成町民会議 中条町体育協会	青少年育成村民会議 黒川村体育協会	<p>(協議の状況)</p> <p>合併時に統合する団体 ・社会福祉協議会 ・老人クラブ連合会 ・日赤奉仕団</p> <p>合併後、統合を予定する団体 ・防犯組合 ・青少年育成会議 ・体育協会</p> <p>合併後、検討または協議する団体 ・病害虫防除協議会 ・猟友会</p> <p>現行のとおりとする団体 ・区長会 ・遺族会 ・農業協同組合 ・商工会</p> <p>地方自治法第157条に基づき、新市においても担当課で引き続き調整に努める。</p>
区分	中 条 町	黒 川 村																
総務関係	中条町区長会 中条町防犯組合	黒川村区長会 黒川村防犯組合																
民生関係	中条町社会福祉協議会 中条町老人クラブ連合会 中条町民生児童委員協議会 中条町遺族会 中条町赤十字奉仕団	黒川村社会福祉協議会 黒川村老人クラブ連合会 黒川村民生委員児童委員協議会 黒川村遺族会 黒川村赤十字奉仕団																
産業関係	中条町農業協同組合 さくら森林組合 中条町病害虫防除協議会 猟友会北蒲原支部中条分会 中条町商工会	黒川村農業協同組合 黒川村森林組合 黒川村病害虫防除協議会 猟友会北蒲原支部黒川分会 黒川村商工会																
教育関係	青少年育成町民会議 中条町体育協会	青少年育成村民会議 黒川村体育協会																
関係法令等	地方自治法																	

合併協定書		調整項目	調整方針
頁	協定項目		
8 ページ	22 消防団の取扱い	組織・応援体制	<ul style="list-style-type: none"> 定数（団員数）については、<u>合併時まで調整する。</u> 締結町村への応援体制については、<u>合併時、継続して協力体制が維持できるよう調整する。</u>

現 況			具体的な調整内容																																
記載事項	中 条 町	黒 川 村	胎内市																																
組 織	編 成 11分団32部 定 員 568名（H.15.4.1 現在実員514名） （内女性団員4名） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">定 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>団 長</td><td>1名</td></tr> <tr><td>副 団 長</td><td>3名</td></tr> <tr><td>分 団 長</td><td>11名</td></tr> <tr><td>副 分 団 長</td><td>11名</td></tr> <tr><td>部 長</td><td>32名</td></tr> <tr><td>班 長</td><td>64名</td></tr> <tr><td>団 員</td><td>446名</td></tr> </tbody> </table>	定 員		団 長	1名	副 団 長	3名	分 団 長	11名	副 分 団 長	11名	部 長	32名	班 長	64名	団 員	446名	編 成 23分団1部 定 員 270名（H.15.4.1 現在実員254名） （内女性団員0名） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">定 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>団 長</td><td>1名</td></tr> <tr><td>副 団 長</td><td>3名</td></tr> <tr><td>分 団 長</td><td>25名</td></tr> <tr><td>副 分 団 長</td><td>23名</td></tr> <tr><td>部 長</td><td>1名</td></tr> <tr><td>班 長</td><td>6名</td></tr> <tr><td>団 員</td><td>195名</td></tr> </tbody> </table>	定 員		団 長	1名	副 団 長	3名	分 団 長	25名	副 分 団 長	23名	部 長	1名	班 長	6名	団 員	195名	合併時に、次のとおり再編する。 ・分団の編成については、19分団55部とする。 団 長 1名 副 団 長 6名 分 団 長 19名 副 分 団 長 19名 部 長 55名 班 長 110名 ・ <u>定員（団員数）は、合併時まで調整する。</u> （具体的な調整内容） 定数（団員数）は、838名とする。
定 員																																			
団 長	1名																																		
副 団 長	3名																																		
分 団 長	11名																																		
副 分 団 長	11名																																		
部 長	32名																																		
班 長	64名																																		
団 員	446名																																		
定 員																																			
団 長	1名																																		
副 団 長	3名																																		
分 団 長	25名																																		
副 分 団 長	23名																																		
部 長	1名																																		
班 長	6名																																		
団 員	195名																																		
応 援 体 制	消防相互応援協定（消防組織法第21条） 締結町村 黒川村、加治川村、紫雲寺町、荒川町 内容 火災等により災害が発生した場合、相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止する	消防相互応援協定（消防組織法第21条） 締結町村 中条町、荒川町、関川村 内容 火災等により災害が発生した場合、相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止する	<u>合併時、継続して近隣市町村との協力体制が維持できるように調整する。</u> （具体的な調整内容） 合併時に、新発田市、荒川町、関川村と協定を締結する。																																
関係法令等	中条町消防団の設置等に関する条例 中条町消防団規則 中条町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例	黒川村消防団の設置等に関する条例 黒川村消防団の運営に関する規程、消防組織法 黒川村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例																																	

合併協定書		調整項目	調整方針
頁	協定項目		
8 ページ	22 消防団の取扱い	行事・大会等	行事・大会等については、合併時まで調整する。

現 況				具体的な調整内容				
記載事項	中 条 町			黒 川 村			胎内市	
行事・大会等	平成 17 年度事業計画			平成 17 年度事業計画			<p>現行のとおりとする。 (既に、平成 17 年度事業を計画する際に調整済であり、予定されている両町村の行事は、全て新市に引き継ぐ。)</p>	
		月 日	事業名	場 所	月 日	事業名		場 所
	4	1 日～7 日	春季火災予防運動	県下一斉	4/1(金)	春季火災予防運動の実施		村内全域
		10 日(日)	新入団員初任者研修 幹部規律訓練	役場 2 階大会議室 職員駐車場	～4/7(木)			広報・サイレン吹鳴
	5	18 日(水)～ 20 日(金)・ 22 日(日)	ポンプ操法事前訓練	役場車庫棟	4/3(日)	春季消防機械器具点検		各分団格納庫前
	6	5 日(日)	春季総合訓練 実践訓練 ポンプ操法競技大会	職員駐車場	4 月下旬	本部会議		役場
						5/15(日)		新入団員研修及び幹部技 術講習会 ポンプ操法講習会
		10 日(金)	荒川水防事前訓練	役場車庫棟	6/5(日)	ポンプ操法大会		グリーングラウンド
		12 日(日)	荒川水防訓練	関川村	6 月中旬	本部会議		役場
	7	26 日(日)	中条町防災訓練	築地小学校	6 月下旬	地区支会ポンプ操法大会 出場チーム打合せ会議		
		3 日(日)	三市北蒲原ポンプ操法 競技大会	阿賀野市	7/3(日)	第 30 回地区支会ポンプ 操法大会		阿賀野市笹神体育館 駐車場
		31 日(日)	新潟県消防大会	上越市	7 月	本部会議		役場
	8	21 日(日)	閉町記念式典	産業文化会館	7/31(日)	第 5 6 回新潟県消防大会		上越市
	10	16 日(日)	幹部会議・事前訓練	職員駐車場	8/23(火)	閉村記念式典		日付胎内パルク
		23 日(日)	秋季総合演習(中条)	職員駐車場	10/16(日)	幹部会議・事前訓練		職員駐車場
	11	6 日(日)	消防器具庫・水利点検	各器具庫	10/23(日)	秋季総合演習(中条)		職員駐車場
		9 日～15 日	秋季火災予防運動	県下一斉	11/6(日)	消防器具庫・水利点検		各器具庫
	12	4 日(日)	救急法講習会	産業文化会館	11/9～15	秋季火災予防運動		県下一斉
	1	8 日(日)	出初式	新市 2 階会議室	12/4(日)	救急法講習会		産業文化会館
			文化財防火デー		1/8(日)	出初式		新市 2 階会議室
	3	5 日(日)	本部員会議			文化財防火デー		
		12 日(日)	幹部会議		3/5(日)	本部員会議		
					3/12(日)	幹部会議		

合併協定書		調整項目	調整方針
頁	協定項目		
9 ページ	25 - 2 広報広聴に関すること	広報・お知らせ版	広報及びお知らせ版については、中条町の例により統一する。ただし、 <u>名称については、合併時まで検討する。</u>

現 況				具体的な調整内容
記載事項	中 条 町	黒 川 村	胎内市	
広 報 紙	名 称	まちだよりなかじょう	広報くろかわ	<p>合併時に中条町の例により統一する。ただし、<u>名称については、合併時まで検討する。</u></p> <p>(具体的な調整内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報は「市報 たいない」 ・ お知らせ版は「市報たいない お知らせ版」とする。
	発行回数	月 1 回 発行部数 8,800 平均 20 ページ	月 1 回 発行部数 2,000 平均 12 ページ	
	発行日	毎月 1 日	毎月最終週の金曜日	
	配 布	区長を通じて全戸配布	区長を通じて全戸配布	
お知らせ版	名 称	まちだよりなかじょう いんぷおめーしょん	発行していない (広報の 1 ページを「Information お知らせ」としている)	
	発行回数	月 1 回 発行部数 8,600 平均 10 ページ		
	発行日	毎月 15 日		
	配 布	区長を通じて全戸配布		
関係法令等				

合併協定書		調整項目	調整方針
頁	協定項目		
9 ページ	25 - 3 消防防災に関すること	地域防災計画について	地域防災計画については、新市において、速やかに策定する。ただし、策定されるまでは、現行のとおりとし、合併時の運用に支障がないよう十分な調整を行う。

現 況			具体的な調整内容
記載事項	中 条 町	黒 川 村	胎内市
名 称	中条町地域防災計画 (風水害等編・震災対策編)	黒川村地域防災計画 (風水害等対策編・震災対策編)	合併後、速やかに策定する。 <u>ただし、策定されるまでは、現行のとおりとし、合併時の運用に支障がないように十分な調整を行う。</u>
修 正	平成9年度	平成14年度	(具体的な調整内容) 各編とも、両町村で差異がない箇所は、現行のとおり運用する。 各編とも、両町村で差異がある箇所については、制度、対策、計画等がより重厚若しくは詳細な記載があるものにより運用する。ただし、以下のものについては次のとおり運用する。 ・各編とも、連絡系統図については、中条町の例による。 ・各編とも、災害対策本部の組織・事務分掌については、新市の組織に基づき構築する。 ・各編とも、指定避難場所、食糧・生活必需品の供給際の集積場所・調達先、緊急診療所設置場所並びに臨時ヘリポートは、現行のとおりとする。 ・各編とも、融資・貸付その他資金等による支援については、災害発生時点の制度により調整をした上、支給又は貸付を行う。
目 的	地域住民の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある災害に対処するため、中条町及び町内の公共団体その他防災関係機関がその有する機能を有効に発揮して、中条町の地域における災害の予防、応急対策及び災害復旧を実施することにより、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護する。	地域住民の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある災害に対処するため、黒川村及び村内の公共団体その他防災関係機関がその有する機能を有効に発揮して、黒川村の地域における災害の予防、応急対策及び災害復旧を実施することにより、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護する。	
計画の概要	風水害編等・震災対策編とも4章編成 ・総則 ・災害予防 ・災害応急対策 ・災害復旧	風水害編等・震災対策編とも4章編成 ・総則 ・災害予防 ・災害応急対策 ・災害復旧	
附属機関 (策定機関)	中条町防災会議(別途調整)	黒川村防災会議(別途調整)	
関係法令等	災害対策基本法第42条 中条町防災会議条例	災害対策基本法第42条 黒川村防災会議条例	

合併協定書		調整項目	調整方針
頁	協定項目		
9 ページ	25 - 3 消防防災に関すること	防災会議	防災会議については、合併時、新規に設置する。

現 況			具体的な調整内容
記載事項	中 条 町	黒 川 村	胎内市
概要	中条町防災会議	黒川村防災会議	<ul style="list-style-type: none"> ・所掌する事務は、両町村で差異がないため、現行のとおりとする。 ・会長は、市長をもって充てる。 ・委員は、次に掲げる者をもって組織する。 指定地方行政機関の職員 1名 新潟県の知事の部内の職員 3名 新潟県警察の警察官 1名 新発田地域広域消防の職員 1名 市長が任命する部内の職員 3名 教育長 1名 消防団長 1名 指定公共機関の職員 5名
所掌事務	(1) 中条町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。 (2) 町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。 (3) 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務	(1) 黒川村地域防災計画を作成し及びその実施を推進すること。 (2) 黒川村の地域に係る災害が発生した場合において当該災害に関する情報を収集すること。 (3) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務	
委員	(1) 指定地方行政機関の職員 2名 (2) 新潟県の知事の部内の職員 2名 (3) 新潟県警察の警察官 1名 (4) 町長がその部内の職員 2名 (5) 教育長 (6) 中条町消防団長 (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員 2名	(1) 指定地方行政機関の職員 1名 (2) 新潟県の知事の部内の職員 2名 (3) 新潟県警察の警察官 2名 (4) 村長がその部内の職員 4名 (5) 教育長 (6) 消防長及び消防団長 (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員 4名	
関係法令等	災害対策基本法第42条	災害対策基本法第42条	
	災害対策基本法 (昭和三十六年十一月十五日法律第二百二十三号) (市町村地域防災計画) 第42条 市町村防災会議(市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。)は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。 2 市町村地域防災計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。 1 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱 2 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画 3 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画 4 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の地域に係る防災に関し市町村防災会議が必要と認める事項 3～5(略)		

合併協定書		調整項目	調整方針
頁	協定項目		
9 ページ	25 - 5 姉妹都市及び交流事業に関すること	国内姉妹都市	境川村との姉妹都市交流について、境川村を含む 6 町村の合併により設置された「 <u>笛吹市</u> 」と、 <u>新市へ引き継ぐことを基本として調整する。</u>

現 況			具体的な調整内容
記載事項	中 条 町	黒 川 村	胎内市
姉妹都市名称	山梨県東八代郡境川村	該当なし	「 <u>笛吹市</u> 」と国内姉妹都市を新市においても継続していく。
事業概要	<p>共通の歴史的資産である板額御前を縁に友好関係を樹立。両町村は、その歴史と分化を継承し、教育・文化・産業等の交流を緊密し、相互の信頼と友好の絆を深めるため、平成 8 年 10 月 16 日に盟約調印する。</p> <p>主な交流活動の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・両町村議会議員交流事業（両町村改選年度） ・両町村小中学生交流事業（平成 9・10 年度） ・両町村行政職員研修事業（平成 11・12 年度） ・両町村観光物産の販売促進事業 ・社会教育（公民館）交流事業（板額太鼓、俳句、美術展覧会） ・板額御前 800 年記念イベント事業（平成 13 年 10 月 13 日） <p>（板額御前生誕の地記念碑除幕式、板額御前武者行列、板額御前銅像除幕式等）</p>		
関係法令等	<p>石和町、御坂町、一宮町、八代町、境川村、春日居町合併協議会の協議結果</p> <p>21．交流事業の取扱い</p> <p>（2）国内交流事業については、提携町村において関係自治体と合併前に協議し、友好関係存続の方向で調整する。</p>		

合併協定書		調整項目	調整方針
頁	協定項目		
10ページ	25 - 6 総務・企画に関すること	区長制度	区長制度について、両町村の例をもとに、 <u>合併時までに新たな制度を構築する。</u>

現 況			具体的な調整内容
記載事項	中 条 町	黒 川 村	胎内市
区長制度	<p>区長の形態</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称：区長 ・身分等：地区・町内の代表が推薦した者をもって町長が委嘱 非常勤特別職 任期は1年（毎年4月1日～翌年3月31日 再任妨げない） ・人数（行政区数）：105人（105地区） 	<p>区長の形態</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称：区長 ・身分等：行政区の推薦に基づき村長が委嘱 非常勤特別職 任期は1年（4月1日～翌3月31日・再任を妨げない） ・人数（行政区数）：31人（31地区） 	<p>両町村の例をもとに、<u>合併時までに新たな制度を構築する。</u></p> <p>（具体的な調整内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動内容は中条町の例による。 ・区長文書は中条町の例により月2回とする。 ・会議は中条町の例による。 ・区長報酬は、合併年度現行のとおりとする。 <p>地区別区長会及び区長連絡協議会については、地域の任意団体であることから、その設置について地区の意見を参考に新市において検討する。</p>
	<p>活動内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町民に対する町広報紙等の配布並びにその他一般周知事項の伝達、回覧及び配布等に関する事務 ・町民に対する文書、その他の送達に関する事務 ・選挙公報等に関する事務 ・町から出される諸指示、諸注意又は行事等の周知徹底に関する事務 ・町民の申し出、要望その他行政事務上の連絡斡旋に関する事務 ・地区・町内の世帯、人員の把握及び異動手続等の指導に関する事務 ・前各号に定めるもののほか、町長が特に委託した事務 	<p>活動内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民に対する行事、その他、周知事項の伝達等に関する事務 ・住民に対する文書その他の送達、配布、回覧等に関する事務 ・選挙執行時における投票所入場券、選挙公報等の配布に関する事務 ・村からの諸指示、諸注意の周知徹底に関する事務 ・住民の申出、希望その他行政事務上の連絡斡旋に関する事務 ・集落の世帯、人員の把握、異動手続等の指導に関する事務 ・その他村長が特に委託した事務 	
	<p>会議 4月、11月</p> <p>区長報酬 中条町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の規定により支給 第1回分は毎年6月、第2回分は毎年9月、第3回分は毎年12月、第4回分は毎年3月にそれぞれ年額の4分の1相当額を支給する。</p>	<p>会議 3月、6月</p> <p>区長報酬 黒川村特別職の職員で、非常勤のもの報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例（昭和62年条例第4号）の規定により支給。</p>	
	<p>連合組織</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称：地区別区長会 ・中条地区(70人) 会長、副会長2人、事務長、理事7人、監事2人 ・乙地区(19人) 会長、副会長、幹事2人、監事2人 ・築地地区(16人) 会長、副会長3人、監事2人、地区環境衛生改善対策協議会 ・活動内容：視察研修、勉強会、町執行部懇談会 ・会費及び町補助金で運営 	<p>連合組織</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称：黒川村村長連絡協議会 ・全区長(31人)が所属(会長1人、副会長2人、会計監事2人、幹事3人) ・活動内容：村内視察研修、県外先進地研修、研修懇談会開催 ・会費により運営 	

合併協定書		調整項目	調整方針
頁	協定項目		
17ページ	25 - 15 商工・観光事業に関する こと	商工振興補助金	商工振興補助制度については、現行のとおりとする。ただし、境川村・中条町物産交流会補助金については、境川村を含む6町村の合併により設置された「笛吹市」と、新市へ引き継ぐことを基本として調整する。

記載事項	現 況		具体的な調整内容
	中 条 町	黒 川 村	胎内市
補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・中条町商工会補助金 8,000千円 ・商工業振興補助金 2,800千円 ・境川村・中条町物産交流会補助金(板額御前)160千円 	<ul style="list-style-type: none"> ・黒川村商工会商工振興補助金 3,000千円 	<p>笛吹市との物産交流会補助金については、新市において検討する。</p>
関係法令等			

合併協定書		調整項目	調整方針
頁	協定項目		
17ページ	25 - 15 商工・観光事業に関すること	企業誘致奨励措置	企業誘致奨励措置制度については、 <u>両町村の例をもとに調整し、統一する。</u>

現 況			具体的な調整内容																															
記載事項	中 条 町	黒 川 村	胎内市																															
目 的	本町内に製造の事業を行う工場の誘致を促進するため、便宜供与及び課税免除を行うことによりその設置を容易にし、もって産業の振興を図る	本村産業を振興し、雇用の増大を図るため村内に工場、事業所を新設又は増設する者及び移設を行う者に対する奨励措置を定めることを目的とする	目的 市内に企業の誘致を促進するため、便宜供与及び課税免除（奨励措置）を行うことによりその設置を容易にし、もって産業の振興を図る。																															
対象企業	<p>(指定の対象)</p> <p>1 町長は、別に定める基準によりこの条例の規定による奨励措置を行う工場を指定することができる</p> <p>(指定基準)</p> <p>1 工場の立地する地域の環境に関する基準及び工場の規模に関する基準とする</p> <p>2 工場の立地する地域の環境に関する基準は、次の各号に掲げるものとする</p> <p>(1)工場の立地が、当該地域における雇用の増大及び安定等地域社会の発展に寄与するものであること</p> <p>(2)工場の立地が、当該地域の土地利用計画に適合するものであること</p> <p>(3)工場の立地が、当該地域において公害の発生するおそれのないもの、又は当該工場が、公害発生の未然防止に必要な措置を講じているものであること</p> <p>(4)工場の立地が、当該地域の産業の発展方向を阻害しないものであること</p> <p>3 工場の規模に関する基準は、次によるものとする</p> <p>(1)町内に新設又は増設される工場で生産設備(直接製造の事業の用に供され機械及び装置並びに工場用の建物及びその付属設備)の取得価額の合計額が2,300万円を超えかつ常用雇用者の数が10人以上のもの(増設の場合は5人以上)</p>	<p>(対象企業)</p> <p>1 奨励措置を行う対象企業は、事業開始時において別表に定める規模を有する企業のうち、村長が奨励措置を行うことが適当であると認めて指定した企業とする</p> <p>2 前項の規定のうち、常用雇用者の増加数については農村工業導入促進法に基づいて定められた工業等導入地区及び工場立地法による調査に基づいて工場立地簿に記載された地区に移設した企業に限り、従前の雇用者を含めるものとする</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>新增設等の別</th> <th>投下固定資本総額</th> <th>常用雇用者数</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">工場</td> <td>新設</td> <td>5,000万円以上</td> <td>10人以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>増設</td> <td>3,000 "</td> <td>増加数 5 "</td> <td></td> </tr> <tr> <td>移設</td> <td>3,000 "</td> <td>増加数 3 "</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">事業所</td> <td>新設</td> <td>3,000 "</td> <td>10 "</td> <td></td> </tr> <tr> <td>増設</td> <td>2,000 "</td> <td>増加数 5 "</td> <td></td> </tr> <tr> <td>移設</td> <td>2,000 "</td> <td>増加数 3 "</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(指定基準)</p> <p>企業を指定する基準は、次の各号に掲げるものとする</p> <p>1 企業の立地が、本村における雇用の増大及び安定、産業の振興等、地域社会の発展に寄与するものであること</p> <p>2 企業の立地が、本村の土地利用計画に適合するものであること</p> <p>3 企業の立地が、公の秩序に反し、若しくは公害の発生等により、地域の環境を悪化させる恐れのないものであること</p>	種別	新增設等の別	投下固定資本総額	常用雇用者数	摘要	工場	新設	5,000万円以上	10人以上		増設	3,000 "	増加数 5 "		移設	3,000 "	増加数 3 "		事業所	新設	3,000 "	10 "		増設	2,000 "	増加数 5 "		移設	2,000 "	増加数 3 "		<p>対象企業(指定基準)</p> <p>1 企業の立地する地域の環境に関する基準</p> <p>(1)企業の立地が、当該地域における雇用の増大及び安定等地域社会の発展に寄与するものであること。</p> <p>(2)企業の立地が、当該地域の土地利用計画に適合するものであること。</p> <p>(3)企業の立地が、当該地域において公害の発生するおそれのないもの又は当該企業が、公害発生の未然防止に必要な措置を講じているものであること。</p> <p>(4)企業の立地が、当該地域の産業の発展方向を阻害しないものであること。</p> <p>2 企業の規模に関する基準</p> <p>市内に新設され、増設され、又は移設される企業で設置のために取得した土地・建物(その附属設備)及び償却資産の取得価格の合計額が2,300万円を超え、かつ、常用雇用者の数が新設の場合は10人以上のもの、増設の場合は5人以上のもの、移設の場合は3人以上のもの</p>
種別	新增設等の別	投下固定資本総額	常用雇用者数	摘要																														
工場	新設	5,000万円以上	10人以上																															
	増設	3,000 "	増加数 5 "																															
	移設	3,000 "	増加数 3 "																															
事業所	新設	3,000 "	10 "																															
	増設	2,000 "	増加数 5 "																															
	移設	2,000 "	増加数 3 "																															
奨励措置	<p>(便宜供与)</p> <p>町長は、工場の立地を容易にするため必要に応じ施設の整備の促進に努めるものとする</p> <p>(課税免除)</p> <p>指定した者に対して課する固定資産税については、操業の開始の日の属する年の翌年の4月1日を初日とする年度以降3カ年度課税を免除することができる</p>	<p>(便宜供与)</p> <p>村長は、企業の設置を容易にするため必要に応じ、次の各号に掲げる便宜を供与することができる。</p> <p>1 企業用地の取得斡旋</p> <p>2 その他村長が必要と認める便宜供与</p> <p>(固定資産税の免除)</p> <p>当該企業設置のため取得した土地、建物及び償却資産に対して課する固定資産税について、その企業の申請に基づき事業開始の日の属する年度の翌年度以降3年間免除するものとする。</p> <p>2 前項の固定資産は、事業開始の日前2年間に取得したものに限る</p>	<p>奨励措置</p> <p>(便宜供与)市長は、企業の立地を容易にするため必要に応じ施設の整備の促進に努めるものとする。</p> <p>(課税免除)固定資産税については、操業の開始の日の属する年の翌年の4月1日を初日とする年度以降3年度課税を免除することができる。</p>																															
関係法令等	中条町工場誘致条例 中条町工場誘致条例施行規則	黒川村企業誘致条例 黒川村企業誘致条例施行規則																																

合併協定書		調整項目	調整方針
頁	協定項目		
18ページ	25 - 18 上水道事業に関すること	料金等の減免	料金等の減免については、 <u>両町村の例により調整する。</u>

現 況			具体的な調整内容
記載事項	中 条 町	黒 川 村	胎内市
料金、加入金、工事負担金及び手数料等の減免等	<p>公益上その他特別の理由があると認めるときは、給水条例によって納付しなければならない料金、加入金、工事負担金、手数料その他の費用を減免又は徴収猶予することができる。</p> <p>地下漏水その他により使用水量の不明なときは、メーターの検針による水量とする。ただし、特に管理者が認めた場合は、当該月に限り、検針水量から漏水等前12月以内の平均水量を差し引いた水量の50パーセントまで減量することができる。</p>	<p>公益上その他特別な理由があると認めるときは、軽減、免除、分納又は延納することができ、次に該当するもののうち村長が認めたものに対して行うものとする。</p> <p>生活保護法の規定により保護を受ける者の加入金（全額） 災害その他の理由により料金の納付が困難である者の料金 不可抗力による漏水に起因する料金 （過去3ヶ年の平均使用量を勘案して算定） その他、村長が公益上特別の理由があると認めたもの。</p>	<p>公益上その他特別の理由があると認めるときは、給水条例によって納付しなければならない料金、加入金、工事負担金、手数料その他の費用を軽減、免除、分納又は延納することができる。</p> <p>その取扱いは次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活保護法の規定により保護を受ける者の加入金は減免できる。 災害その他特別な理由により納付が困難である者の料金、加入金、工事負担金、手数料その他の費用は個々の事情を勘案し軽減、免除、分納又は延納できる。 不可抗力による漏水に起因する料金の場合は当該月に限り、推定漏水量の50%まで減免できるものとする。また、積雪その他により漏水の発見が長期にわたり困難であると認められた場合は、個々の事情を勘案し、減免水量を算定できるものとする。
関係法令等	中条町給水条例 中条町給水条例施行規則	黒川村簡易水道給水条例 黒川村簡易水道給水条例施行規則	

合併協定書		調整項目	調整方針
頁	協定項目		
19ページ	25 - 20 学校教育事業に関する こと	奨学金	奨学金制度については、両町村の制度をもとにして、新たな制度 を定める。ただし、合併時において貸与されているものについて は、現行の制度を適用する。

現 況			具体的な調整内容
記載事項	中 条 町	黒 川 村	胎内市
目 的	・教育の機会均等々の趣旨に基づき、学業に優れ、かつ、心身ともに健全な学生であって、経済的な理由により就学困難な者に対して、奨学金を貸与する。	・黒川村の住民にして、能力あるにも関わらず、経済的理由によって就学困難な者に対して育英資金を貸与し、有能なる村民の養成と教育の理念達成に資することを目的とする。	・1月の広報紙に奨学金貸与について掲載し募集する (提出期限3月25日)。
概 要	<ul style="list-style-type: none"> ・2月中旬に「中条町だより」に奨学金貸与について掲載し、4月末日までの提出期日とする。 ・6月に前年の所得が確定するので、その後奨学生選考委員会で貸与者を決定する。 ・平成15年度現在 <ul style="list-style-type: none"> 貸与者 30名 17,760千円 償還者 77名 9,206千円(予定) ・貸与月額 3万円又は5万円 ・貸付対象者 大学生・短大生・大学院生・SIUC新潟校生 ・貸与期間終了後8ヵ月据え置き10年償還 ・毎年約7～8名程を貸付決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・1月の広報「くろかわ」に奨学金貸与について掲載し、3月25日までの提出期日とする。 ・4月の教育委員会で貸与者を決定する。 ・年度を通じて申請は受け付ける。 ・平成15年度現在 <ul style="list-style-type: none"> 貸与者 41名 17,680千円 返還者 63名 13,042千円(予定) ・貸与月額 1万円又は4万円 ・貸与対象者 高等学校生・各種専門学校、大学又は大学院生 ・貸与期間終了後6ヵ月据え置き3年又は8年で償還。 ・毎年約15～16名程貸付決定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・奨学生選考委員会で貸与者を決定し予算の範囲内で貸与する。 ・貸与対象者及び貸与月額 <ul style="list-style-type: none"> 高等学校 1万円以内 高等専門学校、専門学校、短期大学 4万円以内 大学、大学院 5万円以内 ・貸与期間終了後8ヵ月据え置き10年以内に償還
関係法令等	中条町奨学金貸与基金条例 中条町奨学金貸与基金条例施行規則	黒川村育英資金条例 黒川村育英資金条例施行規則	